

発 議 書

次の意見書案を提出する。

少人数学級の推進、計画的な教職員定数改善及び義務教育
費国庫負担制度拡充に係る意見書

令和 7 年 9 月 2 4 日

提 出 者

呉市議会議員

阪	井	昌	行
田	中	み	わ 子
亀	井	聡	美
奥	田	和	夫
中	原	明	夫
坂	井	誠	臣
岩	原		昇

呉市議会議長 中 田 光 政 様

少人数学級の推進、計画的な教職員定数改善及び義務教育費国庫負担制度 拡充に係る意見書

学校現場では、貧困、いじめ、不登校、教職員の長時間労働や未配置など解決すべき課題が山積している。また、教職員が子どもたちの豊かな学びを保障するための教材研究や授業準備の時間を十分に確保することが困難な状況となっていることから、教職員定数の改善が不可欠である。

こうした中で、国は、令和３年に公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律を改正し、小学校において段階的に学級編制の標準を３５人に引き下げており、本年度をもって小学校６年生までの定数措置が完了する。昨年１２月には中学校においても来年度から３５人学級への定数改善について実施する方針を示したが、今後、さらに、全ての子どもたちにきめ細かな教育が行き届く環境を充実するためには、義務教育における少人数学級を推進し３０人学級を実現していくことが必要である。

また、教職員の働き方改革推進において「カリキュラム・オーバーロード」の課題も指摘されており、教育課程の過密状態を改善することは喫緊の課題である。このため、次期学習指導要領の内容の精査及び標準授業時数の削減が強く求められる。

義務教育費国庫負担制度に関しては、子どもたちが全国どこに住んでいても一定水準の教育を受けられることは憲法上の要請でもあり、教職員定数の改善に向けた財源保障のために国庫負担率の２分の１への復元が必要である。

よって、国会及び政府におかれては、地方教育行政の実情を十分に認識され、全ての子どもたちに豊かな教育を保障するため、下記の措置を講じるよう強く要請する。

記

- 1 学級編制標準の引き下げを検討し、適正規模の少人数学級（３０人以下）とすること。
- 2 学校の働き方改革・教職員の長時間労働是正を実現するため、教員の増員や少数職種の新規採用・配置増など教職員定数改善を推進すること。
- 3 自治体で国の標準を下回る「学級編制標準の弾力的運用」の実施ができるよう加配の削減は行わないこと。
- 4 新規採用を持続的に確保すること。また、教職員が専門性を発揮し意欲をもって働くことができるよう、処遇改善に必要な財政措置を講じること。
- 5 教育の機会均等と水準の維持向上を図るため、地方財政を確保した上で義務教育費国庫負担制度の国負担割合を２分の１に復元すること。

以上、地方自治法第９９条の規定により、意見書を提出する。

(提 出 先)

衆 議 院 議 長
参 議 院 議 長
内 閣 総 理 大 臣
総 務 大 臣
財 務 大 臣
文 部 科 学 大 臣